

告 示

◇鳥取縣告示第三百四十一號

健康保險法、國民健康保險法並に船員保險法に基く保険醫である、齒科醫稻村澤樂は昭和二十二年二月二十四日診療所を左の通り異動した。

昭和二十二年四月八日

鳥取縣知事 吉田 忠一

一、診療所異動前所在地

鳥取縣西伯郡淀江町 淀江病院内

一、診療所異動後所在地

鳥取縣西伯郡淀江町大字淀江九五三番地 國頭開三方

◇鳥取縣告示第三百四十二號

織維製品配給消費統制規則第七條第一項の規定に依り、指定織維製品を取扱う團体を左の通り指定し昭和二十二年三

昭和二十二年四月八日 火曜日
第千七百九十九號

月一日よりこれを適用する。

昭和十九年六月鳥取縣告示第三百二十九號（織維製品配給消費統制規則第七條ノ規定ニ依リ指定織維製品ヲ取扱フ團体指定ノ件）はこれを廢止する。

昭和二十二年四月八日

鳥取縣知事 吉田 忠一

鳥取 織維製品小賣組合

米子、境同

岩美 同

八頭 同

氣高 同

東伯東部 同

西伯 同

東伯西部 同

鳥取縣中等學校服商業協同組合
鳥取縣洋服商業協同組合

00787

舉管理委員會事務所に於て公衆が閲覽できる。
何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覽するこ
とが出来る。

四、調査表を提出した者の氏名。

鳥取縣寢具加工協同組合

報

彙

◆調査表提出公告第一號

昭和二十二年四月八日

鳥取縣知事 吉田忠一

一、この表は昭和二十二年勅令第六十一號第二項及同年閣令內務省令第一號第七條第二項の調査表を提出した

鳥取縣會議員の候補者となろうとする者の氏名である。

二、この表は最も廣く公表するものである。市町村役場

申立期間満了の日まで繼續する。

三、この表に掲載された者の調査表は、鳥取縣會議員選

がこの公報を受けたならば直にこれを掲示する。この

掲示は選舉の告示の日から選舉又は當選に關する異議

申立期間満了の日まで繼續する。

米子市選舉區

池田良藏 石垣益三 遠藤光德

長谷川利隆 堀安憲

大木重雄 山家一太郎

織田正三 妹尾三男

東伯郡選舉區

橋田吉藏 林原嘉武 居川友好

生田才藏 生田虎藏 海田政治

金田秀夫 河崎巖 衣笠真市

小林正隆 藏田武 中村喜智

西尾善男 大平妹太郎 尾古慶次郎

末次忠太郎 竹内年藏 田内國太郎

砂原美雅 田中重剛 梅津美壽

湧島實太郎 山本壽治 吉田定由

森本武夫 恩田善信 田中花子

谷川常藏 谷口隆造 鐵永定義

和田實治 山本正一 山本仲藏

横山萬壽治

東春藏 洞夕瀬菊雄 深田喜好

橋田吉藏 林原嘉武 居川友好

生田才藏 生田虎藏 海田政治

金田秀夫 河崎巖 衣笠真市

小林正隆 藏田武 中村喜智

西尾善男 大平妹太郎 尾古慶次郎

末次忠太郎 竹内年藏 田内國太郎

砂原美雅 田中重剛 梅津美壽

湧島實太郎 山本壽治 吉田定由

森本兼松 三木三良 森田弘

中山菊藏 太田實太郎 太田義太郎

尾崎喜敬 蓮佛虎信 谷上榮

谷尾憲藏 建部邦雄 鳥越条三

山本禪之亮 山根繁巳 米井忠治

清水太一

氣高郡選舉區

保木本徳太郎 池澤常一 細田繁正
川崎幸一 三橋誠 三國吉之

00789

狩野時雄 小瀬岩雄 小塙曉

國頭秀英 松本靜夫 永井信義

中曾良逸 根平行雄 新井雅介

野坂千代壽 野坂一 佐伯文次郎

下西文雄 林原正二 杉谷正雄

田中義知 上場近藏 植木馨

宇田洋 矢倉敬治 山上哈鏡

吉原正 安田廣藏

日野郡選舉區

秋鹿惠重 青戸要三 勝瀬士郎
香田茂平 金川良好 三好泰三
新見修 長尾四郎 大江國太郎
岡田朋治 湯淺重夫 佐妹直吉
佐々木顯一 田中英敏 田淵恭三
入澤仁 山本文夫

正誤

昭和二十二年三月十四日鳥取縣告示第百三號を以て公示し

昭和二十二年四月八日印刷

(和和四年四月十五日)
第三種郵便物認可行馬取縣鳥取市東町
刷者馬取縣鳥取市東町
所馬取縣鳥取市東町
印馬取縣鳥取市東町
刷所馬取縣鳥取市東町た、東伯郡蒲安町の字區域及び名稱中次のように正誤する
現在區域中
大字名の行目

五 棚下 正誤備考

六 棚下同棚下の上に棚を加える

同棚
棚を削る

下の上に棚を加える